

2018年11月24日

犯罪被害者週間全国大会 2018（主催：犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド））

「犯罪により突然家族を奪われたら～犯罪被害者・遺族の存在～」

松井 克幸

① （はじめに）

皆様、こんにちは。只今ご紹介に預かりました松井でございます。

岐阜県の瑞浪市からやって参りました。

岐阜県瑞浪市といってもご存知ない方が殆どかと思いますが、9月まで放映していましたNHKの朝ドラマ「半分青い」、その主人公スズメちゃんのふるさとの地域です。

うちの町内でもスズメちゃんの高校時代の撮影をしていました。

見られた方は、どんなところか想像して頂けるかと思いますが、ちょっとした田舎です。

というのは本題とは少し外れますが、こんな田舎の町でも殺人事件は起こってしまうということなんです。私の知っている限りでも6年前の妹の事件以降に市内で2件殺人事件が起きています。

人口4万人の瑞浪市で2年に1回殺人事件が起きていることになります。

事件は殺人事件だけではないわけですから交通事故や他の事件も含めれば、もっと起きていることになります。

この件数が多いのか少ないのか、答えは持ち合わせていませんが、重要なのは、いつでもどこでも、こういった事件は「身のまわりで起こり得る」というところだと思います。

今日は、多くの犯罪被害者の方の思いが詰まったこの大会でお話をさせて頂くにあたり、非常に責任を感じているところですが、私の妹と家族に起きた事件についてお話させていただきます。

当然、二つとして同じ事件はありませんので、思いがちょっと違うな、という方もいらっしゃるかもしれませんが、6年前に妹を殺され、裁判員裁判で死刑を求めたものの、叶わなかった被害者の家族、という立場でお話させていただきますので、どうか、ご理解頂ければと思います。

またテーマを絞り込まず、あれもこれもお話することになりますが、この点もどうかご理解頂ければと思います。

② （事件概要）

事件概要

2012年

5/7 妹 職場を出たあと帰宅せず
(刺殺、現金を引き出され、遺体を遺棄される)
(犯行道具、帳簿類の証拠を全て廃棄される)

5/10 妹の車発見される

5/12 妹の遺体 山中で発見される

6/1 加害者逮捕

7/2 加害者起訴(強盗殺人、死体遺棄他)

2013年

1/28～ 裁判員裁判開始(審理3日間、実質2日間)

2/4 加害者に無期懲役判決
損害賠償命令を加害者認諾

まずは事件概要からお話していきます。

今から6年半前の2012年5月7日、妹は朝出勤して夕方職場を出て以降、全く連絡が取れなくなりました。

警察に捜索願いを出し、無事に戻ってくることを願いましたが、残念ながら、3日後に血痕の付いた妹の車が発見され、5日後に遺棄された妹が発見されました。

実際、妹の死がわかったのは、遺体が発見された日ということにな

ります。

6月に入り加害者が逮捕され、7月に起訴されました。

翌年1月末には、裁判員裁判が開かれまして、加害者には無期懲役の判決が確定しています。

事件が起こってからたった9ヶ月間で、法的には全てが終わってしまいました。

大切な家族を失った私たちにとっては、気持ちの整理とは関係なく、あまりにもあっけなく終わって、割り切れない思いが残りました。

③ (事件概要—新聞記事—瑞浪で女性不明—不審な男現金引き出す)



これは、当時の事件を伝える新聞記事です。

私の妹は、仕事のあと、加害者に呼び出されて、加害者が予め用意していたナイフで左胸を刺されて殺害されました。ほぼ即死だった様です。

加害者は、妹が動かなくなると、その場で妹のカバンをあさり、サイフからキャッシュカードを抜き取りました。

そしてすぐに、用意してあったニット帽やパーカーなどで変装して、すぐ近くの ATM から現金を引き出しています。

④ (事件概要—新聞記事—山中遺体は松井さん)



そしてそのまま妹の車を使って、人気の無い山の中に妹を連れて行き、遺棄しました。

その後加害者は、次の日の朝までには、犯行に使った手袋や長靴、帽子などの変装道具、それから妹との繋がりを示す証拠類を全て廃棄処分しています。

加害者は、同じ瑞浪市内に住む男で、借金が数千万円にもなっていて、金欲しさの為の犯行でした。

⑤ (事件概要—身元確認、司法解剖、妹の帰宅)

妹は、犯行から5日後に山の中で発見されていますが、刑事さんから、出来たらご両親でなく、お兄さんに確認してもらった方がいいと言われ、弟と二人で確認に行きました。

ある程度想像はしていましたが、それが自分の妹なのか、ひと目ではわかりませんでした。

妹の顔には、あざや傷が数多くあったからです。

警察の係の方は、「それでも足は傷はなくきれいですよ」と教えてくれました。

恐らく足を持って引きずったから顔に傷がたくさんあるということでした。

「なるほど」と、何故か客観的に納得した自分がいましたが、後になって、「なんて非情なことをするんだ」と、激しい怒りがこみ上げてきました。

司法解剖では、ナイフは心臓を一突きしていて、ほぼ即死だったことが分かりました。

それからナイフの形状や、刺した向きや角度、強さ、といった事も分かりました。

死人に口無しですから、加害者は、凶器は、「妹が持っていたナイフだった」とか、「妹が自分から刺さってきた」とか、好き勝手な証言をしていましたが、こういった客観的な証拠によって、嘘が暴かれ、計画性や、殺意が証明されました。

ただ、もしこういった証拠が出なかった場合、殺人事件は、被害者が死んでしまっている以上、本当に加害者に有利に運んでしまうという恐ろしさを感じます。

妹は、6日後、家に帰って来ることが出来ました。

ただ、こういう状態でしたから、誰にも直接会って最後のお別れをさせてあげることができませんでした。

私は、両親にも直接顔を見てお別れをすることを止めました。

ただ目の前の娘に、直接お別れする事すらできなかった両親の気持ちを思うと、本当にそれで良かったのか、今でも辛い気持ちになります。

⑥ (事件概要—裁判員裁判の結果)

約半年後に行われた、裁判員裁判の結果、最終的に、極めて身勝手に冷酷非道な犯行として、無期懲役が下され、確定しています。また、損害賠償命令においても要求通りの賠償が認められました。但し、私達遺族に対しては、加害者側からは、後にも先にも一円たりとも支払われていないのが現実です。

二次被害について

マスコミの影響

- ・TV報道の速さ - 驚くべき速さ
- ・多くの取材陣
- ・自宅の写真、敷地内への侵入
- ・個人情報(家族構成、家族の年齢など)を報道
- ・ヘリコプター騒音
- ・近隣への聞き込み取材、迷惑駐車
- ・幼稚園、学校、職場への取材
- ・子供への取材
- ・あの手この手の取材攻勢

次に、マスコミや世間から受ける二次被害についてです。

妹が行方不明になり直ぐに、マスコミは容赦ない速さで攻勢をかけてきました。

まだ捜査の初期段階で、母は、やってきた記者の一人から、いきなり「娘さんは亡くなったんですか？」という質問を受け、相当なショックを受けました。

自宅の写真や、家族構成、家族の年齢などの個人情報も、被害者には何の許可もなく、勝手に報道されました。

まるで「自分たちが加害者なのか」

と、思うほどです。

両親もいい歳ですし、年寄りをターゲットにした新卒の詐欺の話もよく耳にしますが、「ここにターゲットがいますよ」と、教えているようなものだと思います。

私は、自分の知る限りの新聞社、TV局に1社1社電話して、抗議と被害者心情に配慮した節度ある報道をお願いしました。

しかし殆どが、社会に対して影響が大きい事件で、社会の為には報道の必要があると言われ、やむを得ないという反応でした。

被害者、一人が何を言っても通用しない無力さ、恐ろしさを感じました。

押しかける取材陣に対しては、両親の状態も考慮して「そっとしておいて下さい。ご理解ください」と丁寧にお願いをしました。

ただ、中には、「そうですか、取材拒否ですね」と冷たく言い放たれることもありました。

連日、ヘリコプターの騒音、近隣への聞き込み、妹の勤めていた幼稚園、短大への取材、さらには幼稚園の園児にまでマイクを向ける記者まで出ました。

地元の小学校、中学校では、先生方が子供の登下校時に、安全確保の為に通学路に立たれる様になりました。

私と妻は、関係する小学校・中学校、高校にも説明とお詫びに回りました。

ただよくよく考えると、被害者がどうして自らお詫びに回らなければならないだろうと、この理不尽な状況に、改めて悔しさ、加害者への怒りが湧いてくるわけです。

⑧ (二次被害について—マスコミの影響—風評)

二次被害について

周囲の好奇の目・風評

不確かな情報が記事に
間違ったストーリーが一人歩き

新聞社、TV局との交渉も
被害者・遺族の心情、プライバシーは考慮されず

一度出てしまった情報には訂正、取り消しもない

8

ストーリーが作られ、勝手に一人歩きしていきます。
被害者の名誉も傷つけられます。

加害者が逮捕されてからは、加害者と被害者との関係が取りざたされました。

そして、それをほじくり回すような取材がなされました。

なんとか加害者との関係を結びつけようと取材がなされ、報道がされるわけです。

加害者の自分に都合の良い供述内容や、根拠の曖昧な取材内容が報道されます。

そして、あたかもそれが事実であったかのように受け取られます。

世間では好奇の目で見られる様になり、事実とは違う妹の人間像、

⑨ (二次被害について—精神的なダメージ)

二次被害について

大きな精神的ダメージ

買い物に行けない
学校に行けない
普段の付き合いが出来ない
家族間の喧嘩が増える

9

大きな精神的なダメージを受け、人と会うのが億劫になり、母親は、必要最低限の外出しかなくなり、買い物もスーパーの閉店間際にしかならなくなりました。

私の妻も子供の参観日に行けなくなり、子供も学校を休む日もありました。

なんとなく、余裕もなくなって家族であってもぶつかる様にもなりました。

⑩ (裁判員裁判について—裁判は被害者の為にあるものではない—)

裁判員裁判について

裁判は、
社会秩序を維持する為、加害者に刑罰を与えることを
目的としている

**「被害者の知りたい真実を明らかにするためのもの
ではない」**

裁判は被害者の為にあるものではない

10

そして、裁判員裁判です。
裁判員裁判では、被害者が裁判の
当事者として扱われてないことで、
辛い思いを沢山しました。
社会の秩序を乱した加害者対、そ
れを罰しようとする検察との闘い
という構図の中に被害者は居ない
わけです。
初めて岐阜地検の検事さんと顔合
わせした際に「裁判は、被害者の
知りたい真実を明らかにする為の
ものではありません」と言われま
した。
実際、裁判には勝ったものの、真
実の究明は最低限だったと思っ

ていますし、思いの半分も果たせてない気がしています。

⑪ (裁判員裁判について—真実を知りたい—)

裁判員裁判について

2012.5/11

真実を知りたい

松井さんの携帯電話が瑞浪市の南西に隣接する土岐市内に残されている可能性があることも関係者の話で分かった。携帯電話が送る微弱な電波が、土岐市方面から出ていたという。松井さんが動

加害者の足取りは追及されず 証拠は最小限に削ぎ落とされる

一例ですが、妹が殺害された後に
妹の携帯電話の電波が、隣の土岐
市で確認されました。
新聞にもこうやって犯人の足取り
の手がかりとして報道されました。
当然、加害者が妹の携帯電話を持
ち出して動いていたことになるわ
けですが、この件について、裁判
では全くふれられませんでした。
また妹の車のカーナビの画面が壊
れていたのも、これも移動履歴を
消す為に、加害者が故意に壊した
と思うのですが、これにも全くふ
れられませんでした。

被害者の家族としては、加害者が

何をしたのか、どういう足取りで動いたのか、どうしても知りたい事実でしたが、実際には、何が真実なのか、認定するどころか、取り上げてさえもらえないわけです。

⑫ 裁判員裁判について－公判前整理手続き－

裁判員裁判について

公判前整理手続き

事前に争点を絞る
必要とされない証拠は削ぎ落とされる

「裁判官」、「検事」、「加害者弁護人」・「加害者」
のみで実施

▼

被害者、被害者弁護人は不在

12

やはり、公判前整理に被害者側が参加できないことが問題かと思えます。

加害者は参加できても、被害者やその被害者側の弁護人は入れませんので、私達の知らないところで争点がどんどん絞られていきます。言い方は悪いですが、検察も裁判所も皆が無期懲役ありきで、それに足りる証拠さえあればいいといった流れがあった様に思います。現在の制度では、事件の当事者である被害者が肝心なところでかやの外になっています。

⑬ (裁判員裁判－課題)

裁判員裁判について

裁判員裁判の課題

被害者は裁判の当事者ではない？

- ・期間が短い ⇒裁判員の拘束期間優先
- ・証拠を極端に絞る ⇒裁判員が消化出来ないから
- ・遺体写真もない ⇒裁判員の心的負荷軽減

▼

適切でない判断につながる可能性

13

裁判員裁判については、やはり、被害者は裁判の当事者ではないのか？と、強く疑問に思っていますし、むしろ裁判員が主役なのかとも思っています。

妹の裁判では法定での審理はたったの3日間でした。

しかも1日目と3日目は実質半日でしたので、正味たったの2日間で終わってしまいました。

裁判員を長期間拘束はできないというのが短期間で実施される主な理由のようです。

また極端に絞りに絞った一部の証拠でしか争わないのも、裁判員が消化できないからというのが理由の一つになっています。

また、遺体写真を出さないなんてことも、裁判員への配慮といったことがある様です。

遺体を見れば、加害者の冷酷さ、残忍さというのは一目瞭然です。

被害者が死んで、何も物が言えない不公平な状況の中で、遺体写真という、被害者本人自らが主張できる結一の機会すら得られないわけです。

本当に被害者軽視、被害者の尊厳は守られていないと思います。

あまりにも裁判員への配慮が先に立ちすぎてしまっていて、真相の究明ができなかったり、さらには、適切でない判断に繋がる可能性すらあると思っています。

⑭ (裁判員裁判—一番尊重されるべき存在—)

これは、被害者である妹の洋子です。

本来一番の中心で、一番尊重されるべき存在のはずだと思うのですが、紹介はおろか、写真すら出させてもらえませんでした。

遺影の持ち込みについても同様です。

裁判員が被害者感情に流されるから見せてはいけない、というのは、逆に被害者軽視だと思います。

ここでも被害者の存在を否定されたかの様な思いになりました。

⑮ (被害者参加制度について)

被害者参加制度について

被告人質問	証人として発言
意見陳述	論告・求刑

被害者の為、
加害者を直接追及できる唯一の機会

誠実な受け答えが無い等、リスクもあるものの
被害者の思いをぶつけられる

15

被害者参加制度、これを活用できた事は良かった点かと思います。特に被告人質問で加害者に直接対峙して追及ができた点は、恐らくこの時を除くと加害者と話す機会はまず得られないと考えると、非常に重要な機会だったと思います。だから、被害者の悔しさを多少なりとも軽減できる、被害者にとっては大きく前進した制度かなと思います。

⑯ (損害賠償命令制度について)

損害賠償命令制度について

被害者参加制度同様、被害者視点
被害者の負担軽減につながる画期的な制度

但し、実際は損害賠償は一切得られず
経済的な被害回復は期待できず

16

それから、損害賠償命令制度です。これも従前に比べれば、被害者の負担軽減に大きく繋がっている画期的な制度だと思います。ただ、非常に虚しいのは、始めにも申しあげました様に、実際には、その賠償を私達は全く得られていないという事実です。被害者の経済的な被害回復には全く役立っていないわけです。加害者からは、事前に送られてきた加害者からの手紙の中や、裁判の中でも、「損害賠償の用意がある」と、何度も言われていました。

これは加害者側の弁護士が責任のある言葉として言っている訳です。
被害回復になってないばかりか、さらに被害者を大きく傷つけます。
やはり、被害者に代わって、国が加害者からしっかり取立てをする制度が必要かと考えます。

⑰ (被害者支援の重要性ー差し迫る課題・必要な支援)

被害者支援の重要性

差し迫る課題・必要な支援

- ・警察の捜査
- ・マスコミ
- ・食事、買い物、身のまわりのこと
- ・子供の学校、会社、隣近所
- ・役所、銀行、勤務先他の手続き
- ・加害者側(加害者側弁護士)からのアプローチ
- ・弁護士探し
- ・検察打合せ、裁判準備

他・・・

ここまで、被害者の家族として、体験してきたこととお話してきましたが、日々、想像もしない初めての出来事が次から次へと目の前に課題となって押し寄せてきます。

- ・警察の捜査
- ・マスコミ対応
- ・食事、買い物、身のまわりのこと、これすら普通にできなくなるわけです。
- ・子供の学校、自分自身の会社、隣近所のこと
- ・役所、銀行、妹の勤務先他の手続き
- ・加害者側(加害者側弁護士)か

らのアプローチ、その対応

- ・弁護士探し
- ・検察打ち合わせ、裁判準備 などなど・・・ですね。

本当にどうしたらいいのか。

自分たちだけでは重すぎて、人の助けを借りなければ、人として生きる権利も守れなくなってしまいます。

⑱ (被害者支援の重要性ー被害者支援体制の連携ー)

被害者支援の重要性

被害者支援体制の連携

- ・警察
- ・犯罪被害者支援センター
- ・遺族グループ
- ・弁護士(弁護士会)
- ・法テラス
- ・検察
- ・裁判所

+

連携して対応頂きたい

- ・地方自治体
- ・医療機関 等

被害者支援には、どこか一ヶ所がということではなく、多くの関係機関が連携して支援を行うことが重要だと考えます。

私たちはこの左側の機関から情報を貰ったり、支援をいただきましたが、さらに、私たちにとって本来一番身近な自治体や、医療機関にも連携に加わってもらえるともっと有難いな、と思います。

特に自治体なんかは、むしろ支援に加わらないのは不自然な気さえます。

地元の自治体には、必ず手続きで役所へ行って接点を持つわけです

し、どこよりも身近に位置しているわけです。

相談窓口や手続き窓口を設置頂くなど、被害者の立場に立った体制をとって頂けると被害者は本当に安心できるのではないかと、考えます。

銀行へも、銀行口座の解約手続きなんかに行きましたが、よっぽど被害者の立場で対応してくれました。

この不自然さに気づき、地方自治体での犯罪被害者支援条例制定の必要性を感じているところでございます。

⑱ (被害者支援の重要性ー弁護士の依頼について)

被害者支援の重要性

弁護士の依頼について

- ・マスコミ対応
- ・加害者側からのアプローチに対する対応
- ・裁判の準備
- ・検察(公判前整理手続き)への対応
- ・裁判当日の対応

多くの助けが必要

加害者は、3人もの国選弁護人に守られた対して、被害者支援の精通弁護士は少なく、依頼も困難

19

弁護士さんの依頼について、少しお話しします。

素人の被害者だけでは、とてもじゃないですけども被害者の尊厳が守られませんので、弁護士さんに多くを助けて貰わなければなりません。

問題は、切羽詰まった状態の中で必要に迫られて、自ら動いて探して、弁護士さんを依頼しなければならないという流れです。

これは、被害者にとっては、実に大変な作業かと思います。

加害者側には逮捕されてすぐに、国選で3人もの弁護士が付きまし

た。

まず守られるのは被害者であるべきだと思うわけですが、被害者に対する配慮の無さに、むしろ国に攻められているかの様な圧力すら感じました。

だから支援の面では、すぐに被害者支援に精通した弁護士を紹介する、繋がる流れが必要かと思います。

⑳ (家族の思い-母の思い)

ここまで私の思いをお話ししましたが、では、親としてはどうなのか、母親の思いについても少しお話ししたいと思います。

うちの母は、もうすぐ八十になろうとしていますけれど、母からから妹のこと、事件のことを話すことは殆どありません。

事あるごとに言うのは、「振り返りたくない」とか「前向きに生きたい」という言葉です。

ある日、思い切ってストレートに「なんで洋子のことを話さんの?」「何で前向きにこだわるの?」と聞いてみました。

そうすると、母の目からは堰を切った様に涙が溢れ、搾り出すように「胸が苦しくなるから」と答えました。

いつも言う「前向きに生きる」という言葉の裏には、どれだけ大きな悲しみが存在しているのか、ということを改めて実感しました。

家族の思い(母の思い)

友人より

- ・「前を向いてやっていかなあかんよ」
- ・「今まで幸せだった分、人生帳尻が合ったんやわ」と、友人から励まされたり、慰められた

母は

- ・いくら思ってもどうにもならない
- ・普通に死んだものと思いたい
- ・いつまでも被害者と思いたくない

自分を抑えてしまう

人の世話にはなっってはいけないという意識

20

母の古くからの友達からは、

- ・「前を向いてやっていかなあかんよ」
- ・「昔から大きな苦勞をすることもなくここまで来たんだから、今まで幸せだった分、人生、帳尻があったんやわ」と、声をかけられたり、慰めされたりしたそうです。

母本人も、

- ・いくら思ってもどうにもならない
- ・普通に死んだものと思いたい、なんて考え方になっていった様です。

必要以上に、自分を抑えてしまっ

ている気がします。

他人の世話にはなっってはいけないという意識を持っています。

しかし、この「今まで幸せだった分、人生、帳尻があったんやわ」というのは、やっぱり変ですよ。

実際、うちの母親の様に自分を押し殺している被害者はものすごく多いのではないかと思います。

こんな風に自分を抑えさせてしまう、我慢させてしまう世の中は健全でないと思いますし、変えなければならぬと思っています。

誰もが被害者になり得るわけで、支え合う社会であるべきだと、私は思います。

② (被害者支援条例制定に向けて)

被害者支援条例制定に向けて

岐阜県の取り組み

【犯罪被害者支援条例制定自治体】

※2018年11月現在 (議会承認段階を含む)

- | | |
|-----------|------------|
| 1 加茂郡町七宗町 | 8 加茂郡川辺町 |
| 2 揖斐郡揖斐川町 | 9 加茂郡富加町 |
| 3 羽島郡笠松町 | 10 加茂郡白川町 |
| 4 揖斐郡池田町 | 11 羽島市 |
| 5 揖斐郡大野町 | 12 加茂郡坂祝町 |
| 6 加茂郡東白川村 | 13 羽島郡岐南町 |
| 7 安八郡輪之内町 | 14 加茂郡八百津町 |

2018年、14市町村で単独条例が制定されました

21

犯罪被害者の為に変えなければならないことはまだまだ数多くあると思っていますが、一番身近な自治体において、社会のセーフティネットとして、犯罪被害支援条例を制定することは非常に重要な案件だと考えています。

最後に岐阜県内の状況についてご紹介して終わりたいと思います。

岐阜県では、犯罪被害者等基本法5条「地方公共団体の責務」に基づいて、岐阜県警が、ぎふ犯罪被害者支援センターと共に、各自治体に、犯罪被害者を支える仕組みを構築してもらいたいと働きかけ

を行っています。

自治体担当者や議員を集めた研修会、講演会を今年は、3月と8月に行っています。

8月には、「緒あしす」の青木代表や、実際今年4月に条例を制定した名古屋市のご担当者にも力を貸して

頂いて研修会を開催しております。

「被害者が創る条例研究会」の条例案資料も配布、活用させて頂きました。

岐阜県では、昨年まで被害者支援の単独条例を制定していた自治体は一つもありませんでしたが、今年 7 月に初めて一つの町で議会可決されました。

それ以降、現在までで 14 の市町村で可決されております。

ただ一方で、予算や人員育成などが課題となり進んでない自治体や、安心安全条例・要綱で足りるとしている自治体もあり、まだまだ課題も多いと思っています。

中身や運用の問題もありますが、セーフティネットとして岐阜県全体で早く条例制定される様、働きかけは継続したいと考えております。

② (終わりに)

最終的には、深い悲しみを持った被害者がもっと理解され、被害者自身が気を使わなくてすむ社会にならなければならない、しなければならないと考えています。

本日は、貴重なお時間を頂きまして、誠にありがとうございました。